

パートナーシップ宣誓により利用可能となる行政サービス

令和8年4月1日

制度・手続き	内容	宣誓書受領証等の掲示	担当部署	電話
住民票の続柄の選択	同一世帯のパートナーの住民票上の続柄を「縁故者」として住民登録ができる。	要	市民生活課戸籍年金係	0125-74-4457
犯罪被害者等支援制度	パートナーについても、配偶者と同様に支援対象となる。	要	市民生活課生活交通係	0125-74-4758